

会津大学学生の苦情等の相談に関する指針

1 目的

本学における良好な教育・研究環境の維持・確立を図るためには、本学学生の学内における苦情及び本学に対する意見等（以下「苦情等」という。）について適切に対応することが不可欠である。学生が個人で解決を図ることができない苦情等について、慎重に検討し、公正かつ迅速な解決を図るために、苦情等の相談に関する手続きを定めるものとする。

2 定義

(1) 「苦情」

学生からの本学及び教職員に対する不満の申立てをいう。

(2) 「意見」

学生からの本学及び教職員に対する苦情以外の申立てをいう。

(3) 「教職員」

教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、臨時事務補助員等をいう。

(4) 「学生」

本学で修学する学部学生、大学院学生、研究生等をいう。

3 苦情等の相談への対応

学生からの苦情等に対応するため、苦情処理委員会を、苦情処理委員会に苦情相談室を設置する。

4 苦情処理委員会等の役割

(1) 苦情処理委員会及び苦情相談室は、苦情等の相談について、当事者である学生及び教職員（以下「当事者」という。）等の関係者の意見を十分聴取し調査・検討を行ったうえ、当事者に対し適切な助言、指導及び回答（以下「助言等」という。）を行うものとする。

(2) 苦情処理委員会で解決できない案件等については、教授会で審議するものとする。

5 学生及び教職員の責務

(1) 当事者は、話し合いを通じて問題の解決を図るように努める。

(2) 当事者は、苦情処理委員会が決定した助言等に従うものとする。

6 不利益取扱いの禁止

苦情等の相談、当該相談に関する調査への協力等に関し、当事者及び関係者が不利益を受けることがあってはならない。